

十二 有価証券の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第6章 <u>削 除</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 <u>有価証券の評価</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>有価証券の取得価額</u></p> <p><u>(有利な発行価額)</u></p> <p>6-1-1 令第38条第1項第2号《<u>有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額</u>》に規定する「<u>有利な発行価額</u>」とは、当該新株の発行価額を決定する日の現況における当該発行人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る価額をいうものとする。</p> <p>(注)1 <u>社会通念上相当と認められる価額を下るか</u>どうかは、当該株式の価額と発行価額の差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。</p> <p>2 <u>発行価額を決定する日の現況における当該株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、発行価額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。</u></p> <p><u>(株主として取得したものの意義)</u></p> <p>6-1-2 令第38条第1項第2号《<u>有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額</u>》に規定する「<u>株主等として取得したもの</u>」とは、株主等としての地位に基づき平等に取得したものをいうことに留意する。</p>

(廃止)

(転換により取得した株式の取得価額)

6-1-3 転換社債につき転換条件として定められている転換価額が転換社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合には、当該転換社債の転換により取得した株式1株当たりの取得価額は、その転換に係る転換社債の転換直前における帳簿価額(その転換に当たり端数処理のために交付を受ける金銭がある場合には、その金銭の額を控除した金額)を転換により取得した株式の数で除して計算した金額によるものとする。

(注) 本文の「転換社債の転換直前における帳簿価額」は、当該転換社債につきその転換の時を事業年度終了の時とみなしてその選定している評価の方法(低価法を選定している場合には、その基礎となる原価法)により計算した金額とする。

(廃止)

(新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により取得した株式の取得価額)

6-1-3の2 新株引受権付社債に係る新株引受権の内容として定められている株式の発行価額が当該新株引受権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株引受権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額によるものとする。この場合において、その払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額については、6-1-3の(注)を準用する。

(1) 金銭により払込みを行った場合

改正後

改正前

(算式)

$$\text{新株1株当たりの払込金額} + \frac{\text{当該払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}$$

(注) 新株引受権(分離型の新株引受権付社債に係る新株引受権及び社債につきその帳簿価額を合理的に区分して経理している場合の当該新株引受権を含む。)を有する場合には、算式中の「当該払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額」を「当該新株引受権の当該行使直前の帳簿価額」と読み替えるものとする。

(2) 新株引受権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合

(算式)

$$\left( \frac{\text{当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額}}{\text{当該新株引受権付社債に係る新株引受権の付与割合}} - \frac{\text{当該行使に当たり端数処理のために交付を受ける金銭等の額}}{\text{当該行使に当たり端数処理のために交付を受ける金銭等の額}} \right) + \frac{\text{当該払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}$$

当該行使により取得した新株の数